

[資料紹介]

フランスにおける市民性の定義に 関する資料紹介

池田 賢市

解 説

「多文化」が社会のあり方として一般化してくると、国民国家の枠組みによる国籍所有者への権利保障のみでは解決できない問題が生じる。たとえば、よく話題になる「選挙権」を考えてみるだけでも、そのことがよくわかる。つまり、日本国籍所有者でなければ投票権を行使することはできないのだが、一方で、外国籍者も、実際に地域住民として生活し税金を納めているという事実がある。彼らは、自分の納めた税金の使い道を決める議員（議会）を選ぶことはできない。このような問題に対しては、彼らが日本国籍を取得することで解決可能であるとする見方もある。このような法的な資格付与、あるいは政治的局面での選択権保障の問題として外国人の社会生活上の権利問題を解決しようとする手法は、まず、その方法自体の有効性が問われなければならないとともに、ある集団への所属証明（この場合は国籍取得）が権利行使の前提であるときのアイデンティティの選択の問題（あるいはアイデンティティの共有の問題）も、視野に入れておかなければならない。

基本的人権という観点からすれば、何らかの条件を満たしていなければ権利行使が許されないというのは、きわめて非民主的な制度であるといえる。この発想においては、人である限り、社会生活上の諸権利は即座に行使可能となり、外国人であるかないかは全く問題にならない。これは、国籍取得を条件とした権利行使の考え方と大きく異なる。また、外国人の権利行使の根拠を「居住（期間の長さ）」に求め、一定の制限を設けつつも、住民としての権利を保障していこうとする発想もある。

このような多文化状況下での外国人の問題を検討しようとするとき、近年、「市民」という概念が注目されている。とくに、フランスにおいて、その革命期における人権宣言の検討を基盤にしつつ、市民概念の捉え直しが試みられている。多文化社会における外国人の統合問題が、地域社会での彼らの「統合」の実態分析を通して、「市民性（citoyenneté）」（あるいは「市民権」）

の概念を中心に再検討されているのである。

「市民」という用語は、「国民」と同一視される場合もあれば、「住民」という意味を強くもつ場合もある。そして、最近の「新しい」概念規定においては、「市民」は政治的局面におけるある種の特質を指示示す用語としてのみではなく、その経済的側面をも含めて、より具体的な地域社会での生活と結びついた用語として位置づけられようとしている。ここでは、国籍の如何が問われることではなく、具体的な生活を送っている者としての権利のあり方が問われることになる。同じ地域に暮らす者としての自由や平等という点では、国籍や人種や民族といった所属は、いったん、個々人の私的な背景として遠ざかる。が、すぐに、さまざまな権利要求の中に具体的に表現されることになる。このとき、どのような問題認識の下、どのような権利保障（あるいは制限）がありうるのか。

さらに、これは教育のあり方そのものに大きな影響を及ぼす。つまり、もし国籍を問わない権利保障を前提とした場合、「国民形成」という枠を越えた教育制度の構築原理が模索されなければならないからである。もちろん、「国民」の定義や解釈も問われなければならない。さらには、文化的な「差異」をどのように捉え、それに対してどのような権利保障が考えられるのか、問題は一層複雑化していく。

以上のような、多文化社会における外国人の権利保障の論理を検討していくために、ここでは、フランスにおいて、地域との関連を念頭に置いて市民概念を検討している『外国人と市民—移民と地方民主主義—』と題する著書の中で、市民性の定義について検討している部分を紹介（抄訳）する。地域という具体的な「領域」とそこでの「居住」を根拠として市民を捉えようとすることの可能性と問題点を考える出発点となる文献である。

（なお、小見出しほは、原文にあるものを参考に訳者がつけた。）

〈抄訳〉

LOCHAK, Danièle, «Comment définir la citoyenneté?», dans DELEMOTTE, B., CHEVALLIER, J. (sous la direction de), *Étranger et citoyen — Les immigrés et la démocratie locale —*, L'Harmattan, 1996, pp. 13–25

はじめに

「市民性 (citoyenneté)」という用語は、多様な文脈で使用され、その意味も多様であるが、少なくともそれらは3つに区分できる。

まず、この用語は、ひとつの身分に帰せられる。すなわち、市民とは、実際上は国民なのである。したがって、この場合の市民性は、国籍と混同されていることになる。フランス市民権をもつということは、フランス国籍をもつことと同じである。

つぎに、市民性は、市民の質に結びつけられた特権の全体を指し示す用語としても用いられる。この意味においては、市民性の概念はより曖昧となる。これらの特権には、投票権のみではなく、他の「市民の (civiques)」権利をも含まれることから、政治的権利と「市民の」権利との間に明確な境界を定めることはなかなかできない。なぜなら、いくつかの「市民の」権利は、在外自国民がその権利を剥奪されているような場合があるのに対して、国内の外国人にはその行使が認められることもあるからである。

最後は、個人が都市政策に参加すること、また、集団生活への統合の表明によるある種の行動を市民性として描こうとするものである。市民性を発展させ、あるいは、市民社会のさまざまな分野で「新しい市民性 (nouvelles citoyennetés)」が主張されるのは、この意味においてである。

これらの多様な意味の間に線引きをすることができるとしても、重なる部分も存在する。したがって、市民性からひとつのまとまった概念を引き出すことは困難であり、それが法的な概念ではないことや、いくつもの見方を多少なりとも整理する手段を持ち合わせていないということによって、それは

一層、困難となっている。

実際、「市民 (citoyen)」や「市民性 (citoyenneté)」という用語は、今日のフランスの憲法の中では使用されていない。1789年の宣言、正確には、人と市民の権利宣言を除いては、どんな権利行使の文脈においても、それは表現されていないのである。国家主権は人民 (peuple) に属し、投票権は、市民権および政治的権利を所有する成人男女の「国民 (nationaux)」に属している。そこで、市民性の輪郭をはっきりさせるためには、それが現在の現実を解明するには不十分な概念であるということを示す前に、革命の伝統に由来するその起源から検討を始めるのがよいであろう。

1 フランス革命による市民概念

市民性は、はじめは政治共同体との関連でしか理解されていなかった。その基本的な性質は、直接・間接による政治権力への参加の権利である。国民国家の枠内で、市民は国家主権の一部分としての資格をもつものとして定義されたのであり、したがって、国民のみが市民であり、彼らのみが政治的権利の行使を許されたのである。

1-1 政治における市民性

市民性の現代の考え方とは、古代ギリシャの民主的都市国家の現代への置き換えである。つまり、人は活発な政治的存在となる権利と自由を手に入ることで市民となるのである。都市国家の現代的な考え方においては、市民とは、国家主権に参加する者のことなのである。

現代の市民性が、ひとつの集団への社会的帰属として定義されるならば、その集団は、家族がそうであるような、直接的で具体的な意味をもたない抽象的な集団である。政治的共同体は、直接的な連帯ではなく、同じ法的特質、共通の特徴のみをもつ個人の集合である。したがって、市民性とは、政治団体に関して権利と義務をもつ法的地位 (身分) ということになる。

1-2 国民としての市民

この点に関して、他の国々に大きな影響を与えたフランスの伝統的な考え

方では、国民のみが市民であり、外国人はこのような身分 (*qualité*) に結びついた権利を行使するどんな資格ももっていないのである。フランス国籍の取得は、市民性獲得のために課せられる通過点なのである。したがって、国籍と市民性との間には必然的なつながりがあり、フランス革命に遡ることなしにその強さを理解することはできないのである。

「市民」という語の出現は、確かに、1789年以前である。もっとも中立的な意味では、外国との対照によって、他国出身者も含めて、都市あるいは地域 (*pays*) の住民を指し示していた。しかし、また、より積極的な、内包された意味がある。つまり、王、大臣、軍人、換言すれば、その国の利益のために忠誠を尽くす公共の利益について、「市民」という語は使用されていたのである。しかしながら、革命期においては、その意味は根本的に新しいものに変化する。すなわち、市民とは、もはや単なる住民、国の構成員にすぎないのである。新たな概念は、市民の全体、そして、国家において主権をもつ者によってつくられた集合的実在を指し示しているのである。したがって、それ以降市民という語は、概念的には区別できるが、切り離すことはできない2つの意味を表現するものとなった。同一の人間が、国民と市民的権利の保持者という二面性をもつようになったのである。フランス的市民性とは、市民の身分に付与された特権を与えるものとしての、フランス国籍のことなのである。

以上のことから、この革命のイデオロギーには、つぎのようなパラドクスが存在していた。つまり、王から国家 (*nation*) に主権を移し、国家成員として国家主権の一部を担う者として各市民を形成することで、民主主義の発展の条件を作り上げたと同時に、また、市民的諸権利を備えた国民＝市民と、そのような権利を奪われた外国人との間にはっきりとした境界線をも形成したのである。

今日、外国人の政治的無能力 (*incapacité*) は、多くの国でその規定を残している。そこではわずかな例外しか許されていない。フランス共和国憲法第3条は、つぎのように規定している。「国の主権は人民に属し、人民はその

代表者によって、および人民投票の方法によって、主権を行使する。〈中略〉民事上および政治上の権利を享有する成人男女のフランス国民は、すべて法律の定める条件に従って、選挙人である。」その結果、外国人は、国民議会議員や上院議員の選挙にも、共和国大統領の選挙にも、そして国民投票にも参加することはできないということになる。一方、フランス人には、選挙規定により、市町村議会や県議会議員についての投票権と被選挙権とが保障されている。

国の大統領が地方選挙に直接にかかわっているのではないということ（それは、地方議員が上院議員を選ぶための選挙区の全有権者の中で重要な位置を占めるという理由で、せいぜい間接的なものにすぎない。）を考えれば、外国人の政治的無能力は、国の主権の表現行為の厳密な枠を越えていると考えられる。しかも、このような選挙についての無能力は、他の無能力を伴う。なかでも、公務就任の不可能性はもっともよく知られており、それはまた同様に、外国人の政治活動の限界を正当化しているのである。

2 伝統的概念の限界

市民性は、概念的にも具体的にも、民主主義と緊密に結びつけられている。ところで、投票権は、民主主義を定義するのにも、また、それを保障するのにも十分なものではない。民主主義とは、一方では、自由、平等であり、また、他方では、公的事柄への参加もある。この点に関していえば、「市民」についてのいくつかのカテゴリーにおける諸権利への制限や差別が、市民性の行使に束縛を課すものとして、否定しがたく存在している。しかし、その代わりに、公権力に参加する市民性行使の他の形態が存在する。

2-1 政治的権利と市民性

政治的権利が人権の保障に貢献するとしても、単にそれを保持しているだけでは、もうひとつのものの有効性の保障には十分ではない。主権の行使への参加として考えられている市民性は、主体的な政治的選択に貢献するというよりも、政治の影響を受けざるをえない、もっとも弱い市民のための空虚

な形態となりうる。したがって、いかに政治的権利を保持していても、確かにことは、最後には、自由と平等が市民性の本質となるということである。これと同時に、非市民への拒まれた権利の一覧表ができる。そして、政治的権利はもっているけれども、ある国民の状況は、弱められた、あるいは第2ゾーンの市民として位置づけられることになるのである。

2-2 平等と市民性

市民性がなければ平等もない。つまり、市民ではないという事実は、本来の意味での政治的局面を越えた結果を生み出し、国民と外国人との間の取り扱いの差異は、アブリオリに、不法（違法）な差別としてみなされるものではない。ところが、もし市民性の否認が平等の否認を導くとしたら、平等というものが市民に保障された特権であるということ、したがって、市民性の属性（attribut）であるという証拠ではないだろうか。

基本的な自由の享受は、本来、すべての個人が利用できる人権の具体化であり、普通ならば国籍所有者とともに平等に、外国人に対しても認められるものである。しかし、自由の享受は、外国人にとって常に停止させられる、また、解除できる状況に置かれている。つまり、その土地に住むことが許可されたときからしか、それらの権利行使は可能ではないし、しかも、そこへの居住が認められるまでには長い時間がかかる。外国人の状況の本質そのものは、国籍所有者のそれと基本的、不可避的に区別されることによって、このような不安定な状態に置かれている。

外国人による競争に対して国籍所有者を守る配慮は、一方で、経済分野において外国人の活動にきびしい制限をもたらすに至る。営利活動の権利として理解される経済的自由は、19世紀においては、かえって外国人に対してより保障されていた。そこでは、生計を立てる権利は、外国人に対して拒否できない本来的な権利であるとする考えが優位を占めていた。19世紀以来、外国人に対する職業的活動の領域が狭められるようになり、保護貿易主義者により、徐々に、多様な分野において、職へのアクセスを禁止されていったことがわかる。戦間期以来、より明示的には1945年以来、彼らは働くため

の許可を取るよう強いられるようになった。このことは、その分野での自由が、もはや初めから決まっているものではないということを証言している。

まさにその広がりによって、このような排除は、市民権が単に政治的次元においてだけではなく、経済的次元においても重要なかかわりをもつという考えを強めることになる。そして、ヨーロッパ市民権の概念がその意味をもってくるのは、まさにここにおいてであり、EU内の在外自国民は、往来の自由と居住の自由の原則と一体となった非差別の原則という間接的な方法で経済的自由を享受できるのである。

反対に、平等がなければ、真の市民権もない。平等を市民に対してのみ保障するがゆえに、他の国家構成員と同様の平等な権利に至っていないために、その権利を完全には行使できない人々がいる。

往々にして、市民権に結びついた特権は、市民社会への最低限の編入や最低限の社会的統合がなければ行使されない。一方では、領土的な欠如、他方では、手段の欠如は、真の「市民権をもたない」多くの理論上の市民を作り出すに至る。

定住しない人々、彼らは常に敵意や恐れを引き起こしてきたが、今日でも、例外的な制度の下に、警察の監視の下に置かれるべき存在でありつづけている。遊牧民や移動生活を送る人々の通行は、拘束の対象となる。ここでは、いくつかの権利行使のために住所を得ることの重要性を想起しなければならない。実際、「市民」のいくつかのカテゴリーが、領土的な組み入れがなければ、その質に結びついた特権のすべてあるいは一部を禁じていることに気づくであろう。居住は、市民的な、そして政治的、経済的な権利行使の場の決定と、したがって、そこへのアクセスの可能性において、中心的役割を演じている。

貧困は、一方で、経済的権利と社会的権利、他方で、市民的自由と政治的自由との間の相互依存を生じさせ、形式的な自由は、実質的な自由がなければ何にもならず、最低限の物質的な保障がなければ、真の市民権ではないということをわれわれに想起させる。

2-3 政治的権利を越える市民性

政治的な権利が市民性に具体的な内容を与えるのに十分でないといえば、それは、投票権に限定された市民性が貧しく、偏狭な市民性であるということであろう。それは各人に、その職場あるいは日常生活における集団的決定に関して現実的な影響力を保障しえないのである。

国民主権の一部を論理上所有する者である市民は、問題となっている状況において、それを好意的に受け止めている。しかし、ここかいづれかに参加の形態を導入しようとする試みにもかかわらず、たとえば職場において未だに上下関係による権威主義や公営でありつづけている企業の管理下においては、自分の意思を表明することは困難であることがわかる。

このような対比は、そこに断絶がありうること、社会全体のレベルでの市民性の行使とその社会を構成している部分的な諸制度の中でのその行使との間の矛盾を証明するものである。職場での参加に対する権利主張が生じたのは、このような現実の状況についてであった。たとえ「企業内の市民性」という標語が経営者の権力を制限すべきとの熱望を表現しているとしても、それはいざれにせよ、市民性の概念と政治的範囲（側面）との可能な限りの分離、あるいは少なくとも望まれた分離を表現するものとなろう。

市民性の新たな形態の主張は、このような分離に基づき支持されているのであり、それは国家に対して「市民社会」を強調する意思を論理上伴うのである。すなわち、この観点においては、市民性は、単に政治的範囲での権利行使ではない。それが完全なものとなるように、市民社会の分野においても市民性は行使されなければならないのである。徐々に多くの諸領域において、政治的範囲を越えた公共サービスでの決定や管理における市民の参加を奨励し、制度化することが目指されるようになっている。

新しい市民性では、外国人が排除されることを際立たせることは重要なことではなくなっている。参加の条件が導入されているところ（企業、学校、社会保険、居住環境）ではどこでも、国籍についての条件は廃止されたのである。

政治的範囲での国籍所有者と外国人との厳密な区分は、市民性が社会的な領域で行使される機会を得ることで、薄れていく傾向にある。

結論としては、市民性は、均質の何か、統一された何かを指すのではなく、すべての者に与えられるものであり、社会生活上のさまざまな側面において、それを構成する種々の制度の内部でのように、全体社会においても同等に行使されうるものである。

市民性のレベルが高まり、市民性の形態が多様化すると同時に、市民の理念型（＝投票権を付与された国民）は混乱し、市民性概念は、徐々にその範囲を明確にすることが難しくなってきた。もし、市民と非市民との境界線を厳密に言うことができないとすれば、市民であるかないかといった伝統的な二分法による概念は放棄されることになるであろうし、また、市民性には、いくつもの段階があることが認められることになろう。

おわりに

もし「ローカルな市民性」という概念に至るならば、同じように、それが厳密な概念より広い、したがって、より不鮮明な概念との間を揺れ動くことを認める事になる。前者においては、市民性は、地域レベルでの投票権と被選挙権にとどまる市民の権利行使と同一視され、後者においては、それは、地域での問題や都市生活への住民の参加を意味している。

外国人住民のための投票権の要求は、地域での生活のすべての範囲において外国人の参加を公認し、その権利行使により、2つの内容を一致させることを目指すものとなる。しかし、今のところ、この権利要求は達成されていないため、その分離を受け入れた上で、投票権の厳密な枠組みの外でその参加を考えるよう余儀なくされているのである。